

第39期定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 事業報告

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

- 連結計算書類

「連結注記表」

- 計算書類

「個別注記表」

第39期（2023年4月1日～2024年3月31日）

nms ホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	55,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55,900千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の連結子会社であるSHIMA Electronic Industry (Malaysia) Sdn. Bhd.、TKR Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd.、TKR Precision (Malaysia) Sdn. Bhd.、TKR Hong Kong Limited、中宝華南電子(東莞)有限公司、中宝華南電子(佛山)有限公司、TKR Manufacturing Vietnam Co., Ltd.、TKR USA, Inc.、TKR de México S.A. de C.V.は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMGの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人に対する報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりです。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）の業務の適正を確保するための体制」を整備するための基本方針を定める。当社は、本基本方針のもと整備される体制の下で会社業務の適法性、効率性の一層の向上を図るとともにリスクへの対応力を高め、構築される体制について社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、一層の充実を図っていくこととする。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「経営理念」に基づき、グローバル社会の一員としてコンプライアンスを全ての事業活動の基本とし、当社グループの取締役、社員（以下、役職員という）の行動指針として「nmsホールディングスグループ行動規範」を定め、当社グループの役職員が経営理念、行動規範に則り、事業活動のあらゆる場面においてコンプライアンスを最優先とすることを社内会議、社員教育ほか、様々な場面において、周知徹底・浸透させる。
- ② 当社は、取締役の中から、当社グループのコンプライアンス推進に関する責任者を定め、これにあたらせるほかコンプライアンスの観点から当社グループの事業活動を監査するための組織として、代表取締役直属の組織として内部監査室を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス状況を逐次監査する仕組みを構築する。加えて公益通報者保護法に準拠した「内部通報規程」を定め、取締役、社員の不正を事前に発見するための体制を整えるとともに、是正等の対応を的確に行う。
- ③ 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関わりを持たない。反社会的勢力との関係遮断にかかる社内体制を整えると同時に社内規程を制定し、反社会的勢力からの不当要求に対しては断固として毅然たる態度で臨むものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の保管・管理について定める規程を制定し、法令及び社内諸規程に準拠して適正に保管、管理を行うとともに、取締役、監査等委員会等から要請があった場合に備え、適時閲覧が可能な状態を保持する。
- ② 「情報セキュリティーポリシー」を制定し、電磁的な情報環境における情報管理のあるべき姿を明確に定め、役職員に対して情報管理の行動指針として提示する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループは、会社におけるリスクが保有経営資源の滅失であると捉え、人、モノ、金、情報に対する損失を最小限に留める体制を構築する。特に各種情報に関わるレピュテーションリスクは、他の経営資源の損失に対しても多大な影響を及ぼすものとの認識から、一層厳格な管理を実施する。
- ② 当社グループにおけるリスク管理を担う部門を定め、重要な損失につながる可能性のあるリスク情報を集約し、リスクに対し適切かつ迅速な対応を行う。
- ③ 各種業務におけるリスクを軽減すべく業務の標準化を担保するために基本規程を制定し、これを随時見直し、適宜整備する。
- ④ 定款・規程に準拠し業務が適正に遂行されているかについて、内部監査室の監査活動を通じてモニタリングすることでリスク発生の未然防止を図るとともに、内部監査担当は、内部監査活動を通じて把握したリスク情報を定期的に代表取締役及び監査等委員会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催することで法令にて要請される事項、会社が意思決定すべき重要事項を遺漏なく決議するとともに、経営上の意思決定及び監査等委員以外の取締役の業務執行状況の監督等を行う。定時取締役会は、年度毎に1年間の開催スケジュールを事前に定め、全取締役が全ての取締役会に出席できるようにする。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」を制定し、事業セグメントごとに子会社、関係会社を管理する者を選任し、さらにこれら管理者を統括する統括責任者を当社の取締役の中から選任し、子会社、関係会社を適正に管理するために経営方針、戦略等を周知徹底するとともに子会社、関係会社の業績の向上、事業の成長に努めることをその役割としその任務にあたらせる。また、当社の取締役は、主要な子会社の取締役や監査役に1名以上が就任し、各会社の取締役会、経営会議に出席する体制とし、企業グループ全体としての業務の適正を確保する。
- ② 当社グループ各社に対し、定期、臨時に内部監査室が監査活動を行なうとともに、経理、財務、経営管理、総務、人事、情報システムといった業務毎に当社の各主管部門が業務の適正性を日常業務の中でチェックする体制をとる。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ① 監査の実効性を高め、かつ監査等委員会の職務遂行を効率的に行なうため、監査等委員会は、社員に、監査業務に必要な補助を依頼することができ、会社は監査等委員会の意向を尊重して、適

切な知識・能力を有するものをこれに当たらせる。

- ② 当該社員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、他の業務に優先してこれを遂行する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の補助を行う社員の異動、人事考課、給与、褒賞および懲戒については、あらかじめ監査等委員会（監査等委員会が特定の監査等委員を指名した場合には、当該監査等委員）の同意を得て行なうこととする。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会へ情報提供した使用人に不利益な取扱いをしないようにするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役及び社員（子会社の取締役及び社員を含む）は、監査等委員会または監査等委員が指名した監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、また、当社グループの業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について、迅速かつ適切に監査等委員会または監査等委員が指名した監査等委員に報告を行うものとする。
- ② 監査等委員は、当社の取締役会以外にも、重要な議事事項の含まれる会議（子会社における会議を含む）へ出席し、適宜、取締役、社員から説明・報告を受けることができるものとする。
- ③ 当社は、監査等委員会または監査等委員が指名した監査等委員に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止する。また、「内部通報規程」においても、内部通報システム等を通じて報告した者に対し、いかなる不利益も行わないことを定め、適切に運用することとする。
- ④ 管理管掌取締役は、内部通報制度の運用状況について、定期的に監査等委員会に報告を行うものとする。

(9) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、発生時期の事前、事後に関わらず、一定の手続きに従い、適時適切に会社の負担において処理するものとする。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、業務執行に関する文書を閲覧し、取締役及び社員に説明を求めることができるほか、必要に応じ、当社グループの各拠点（海外及び国内子会社の事業所、工場等）に対して往査を実施することができる。また、会計監査人、内部監査室と連携を密に取

り、相互の監査品質向上に繋がる有効な情報交換を適宜実施する。特に四半期決算、年度決算においては、会計監査人、内部監査室との意見交換会を開催し、会社の業務執行状況、計算書類等に対して相互意見交換を経てより適切に状況把握することとする。なお、監査等委員会は、調査の実施や、内部監査計画の策定その他に関して必要かつ具体的な指示を行うなど、内部監査部門に対する指示を行うことができるものとする。

- ② 代表取締役は、監査等委員会又は監査等委員が指名した監査等委員と定期的に意見交換会を開催し、経営方針、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻く重大なリスク、監査等委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行うものとする。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、1に記載した内部統制システムを整備していますが、その運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループの役職員に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを適宜発信するとともに、インサイダー取引防止、情報セキュリティ、ハラスメント対策等、法令の遵守に関する社内研修を実施し、コンプライアンス意識の更なる向上に取り組んでいます。

また、社内規程については定期的に見直しを行い、社内イントラネットへの掲示等により周知しています。なお、当連結会計年度においては、当社グループの役職員が遵守すべき基本的な規範として、①nmsホールディングスグループ 人権ポリシー、②nms ホールディングスグループ 行動規範、③障がいのある社員の保護に関する指針を制定し、倫理的で責任ある事業活動の推進に向け、取り組みを強化しています。

(2) 業務の執行の効率性確保・リスク管理に関する取組みの状況

当社グループを取り巻く環境に対応するため、当社の組織体制を適時適切に見直ししているほか、持株会社としての当社の果たすべき役割、機能を定義のうえ施策を設定、実行しており、特に現在は事業基盤の強化に向けた取り組みに注力、対応を進めています。当連結会計年度においては、グループ税務体制の強化・品質の向上を図るべく、グループ通算制度を導入いたしました。

また、子会社においては当社法務部門との連携による契約審査機能の強化を図るとともに、緊急事態発生時の報告体制について報告ルート等を整備、業績等へのモニタリングとあわせリスク情報を当社に集約する体制を整え、適切な対策が取れる体制を構築しています。

(3) グループ管理に対する取組みの状況

関係会社管理規程に従い、当社コーポレート本部にて子会社の経営管理体制を整備・統括するとともに、重要事項については当社取締役会に上程し、グループ全体のガバナンスを維持し、当社から各子会社に取締役及び監査役を派遣し業務の適正を監視するとともに、経営会議等重要会議の傍聴などにより、情報の収集を行い事業状況を把握するとともにリスクの早期把握に努めています。

(4) 内部監査の実施の状況

内部監査室は、年度計画に基づいて内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を計画的に実施しています。財務報告に係る内部統制の評価の結果は取締役会に報告し、内部監査の結果については代表取締役社長及び監査等委員である取締役に加え、管理管掌取締役および監査対象会社を統括管理する事業担当取締役等に報告しています。2023年度の内部監査は労務管理を重点監査項目として実施しました。また、実施した内部監査についてはフォローアップ監査等により改善状況をモニタリングしています。

(5) 反社会的勢力排除に対する取組みの状況

当社は社会貢献を果たす上で反社会的勢力とは一切の関わりを持たないことを明確に表明し、「反社会的勢力による被害防止のための社内体制及び対応細則」を定め、それらの勢力からの不当要求に対しては断固として毅然たる態度で臨むものとしています。

また、当社が新たな取引先と契約締結を行う際には、反社会的勢力排除項目の契約書への記載を必須とするほか、反社会的勢力とのつながりが無いことの確認を行い、反社会的勢力排除への取組みを継続的に行っています。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 25社

(主要な連結子会社名)

日本マニファクチャリングサービス株式会社
株式会社志摩電子工業
SHIMA Electronic Industry (Malaysia) Sdn. Bhd.
株式会社 T K R
TKR Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd.
TKR Precision (Malaysia) Sdn. Bhd.
TKR Hong Kong Limited
中宝華南電子（東莞）有限公司
TKR Manufacturing Vietnam Co., Ltd.
中宝華南電子（佛山）有限公司
TKR USA, Inc.
TKR de México S.A. de C.V.
パワーサプライテクノロジー株式会社
中基縦合（上海）人力資源服務有限公司
北京日華材創國際技術服務有限公司
nms Vietnam Co., Ltd.

② 非連結子会社の名称等

(主要な非連結子会社名)

無錫市濱湖人力資源服務有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に与える影響が軽微であるため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

③ 持分法を適用していない非連結子会社の名称等

(主要な非連結子会社名)

無錫市濱湖人力資源服務有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

日本マニファクチャリングサービス株式会社、株式会社日本技能教育機構、nms エンジニアリング株式会社、株式会社TKR、株式会社志摩電子工業及びパワーサプライテクノロジー株式会社を除く連結子会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、12月31日現在の計算書類を採用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社の株式会社TKR、株式会社志摩電子工業及びパワーサプライテクノロジー株式会社は決算日を12月31日から3月31日に変更しております。

この決算期変更に伴い、当連結会計年度は2023年1月1日から2023年3月31日までの3か月分の損益について、利益剰余金の増加363,757千円として調整し連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

(イ) 製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ハ) 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。なお、在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

二. 長期前払費用

定額法によっております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還の期間にわたり定額法により償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

また、一部の在外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、原則法を採用しており、数理計算上の差異については、発生した連結会計年度において費用処理しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクに対するヘッジを目的として金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価は省略しております。

⑦ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループにおいては、H S 事業・E M S 事業・P S 事業を行っております。

H S 事業においては、製造派遣事業と製造請負事業を行っており、製造派遣事業の履行義務は、契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、契約期間にわたり、労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額につき、収益を計上しております。また、製造請負事業については、請負契約に基づき役務の提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

E M S 事業及びP S 事業における製品の販売等について、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、原則として、製品を顧客に引き渡した時点において、収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から製品の支配が顧客に移転されるまでの期間に重要な相違がないことから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷した時点において収益を認識しております。

⑧ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑨ その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、単体納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下の通りです。

連結子会社の固定資産の評価

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

TKR USA, Inc.及びTKR de México S.A. de C.V.の固定資産 264,543千円

EMS事業に属し北米で事業を展開するTKR USA, Inc.及びTKR de México S.A. de C.V.（以下「北米EMS事業」）の固定資産の帳簿価額については、前期において営業損失が計上されていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、北米EMS事業については、割引前キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額264,543千円を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として、事業用資産について営業拠点及び製造拠点を単位としてグルーピングを行っています。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

当該判定に用いられる将来キャッシュ・フローは、中期事業計画を基礎として見積っており、当該中期事業計画は新規顧客の獲得や既存顧客からの受注拡大等を前提として作成していることから、その予測には高い不確実性を伴うため、今後の事態の進展によっては見積りが実績と乖離する可能性があり、結果として減損の認識の要否に関する判断に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,798,118千円
- (2) 当社グループは事業拡大に伴う増加運転資金を賄うために取引銀行16行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|------------|--------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 16,701,031千円 |
| 借入実行残高 | 11,333,902千円 |
| 差引額 | 5,367,129千円 |
- (3) 担保に供している資産および担保付債務
担保に供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|---------|-----------|
| 建物及び構築物 | 569,420千円 |
| 土地 | 326,886千円 |
| 計 | 896,306千円 |
- 担保付債務は、次のとおりであります。
- | | |
|-------|-----------|
| 短期借入金 | 115,000千円 |
| 長期借入金 | 316,250千円 |
| 計 | 431,250千円 |

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
マレーシア	遊休資産	建物	4,978千円
		機械装置及び運搬具	19,169
		工具器具備品	7,660
		ソフトウェア	113

当社グループは、原則として、事業用資産について営業拠点及び製造拠点の単位としてグルーピングを行っています。また、同一地域において一体で事業を行っている拠点については、同一のグルーピングとしています。

対象資産は、当連結会計年度において将来の使用が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（31,921千円）として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	21,611,000株	－株	－株	21,611,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
普通株式	6,067,959株	－株	－株	6,067,959株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	93,258	6	2023年3月31日	2023年6月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	108,801	利益剰余金	7	2024年3月31日	2024年6月26日

(4) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、自社の適正資金水準を明確にし、資金使途を運転資金、設備資金に区分けした上でその資金使途に合わせた資金調達を実施しております。また余剰資金に関しては、職務権限規程に準拠して、リスクの少ない方法にて運用することを基本スタンスとしております。デリバティブ取引は、将来の為替や金利の変動によるリスク回避を目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って取引先の信用調査、取引先別の与信管理及び残高管理を行うことにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクがありますが、主に業務上の関係を有する株式等であり、定期的に時価の把握を行っております。

支払手形及び買掛金は、一年以内の支払期日であります。また、その一部には原材料等の購入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金を持つことや、為替予約を結ぶことにより、このリスクを軽減させております。

借入金の使途は主に当社及び連結子会社における運転資金、設備投資資金であります。

デリバティブ取引は借入金の金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、長期借入金のヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループでは、社内規程に従い、営業債権について、事業部門及び管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに与信額の設定及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念先の早期把握を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価等を把握しております。

デリバティブ取引については、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしており、取引先は、いずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の契約不履行による信用リスクは僅少であります。また、デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部門が行っており、取引の実行の都度、事前に決裁を得ることとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理については、当社の資金繰り計画及び連結子会社からの報告に基づき、当社の財務部門が内容の精査を行い、手元流動性を一定水準に維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差 額
①投資有価証券 その他有価証券	19,654	19,654	-
②1年内償還予定の社債	(2,000,000)	(1,987,085)	△12,914
③長期借入金	(5,784,120)	(5,775,109)	△9,010
④リース債務	(1,579,590)	(1,503,393)	△76,197

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、①投資有価証券には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	237
関係会社出資金	65,940
その他（関係会社株式等）	14,890

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	4,261,431	-	-	-
受取手形	184,253	-	-	-
売掛金	10,615,062	-	-	-

4. 1年内償還予定の社債、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及びリース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
1年内償還予定の社債	2,000,000	－	－	－	－	－
長期借入金	3,909,183	686,992	616,992	480,953	90,000	－
リース債務	649,558	496,838	244,945	116,867	71,379	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	19,654	－	－	19,654
資産計	19,654	－	－	19,654

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内償還予定の社債	－	1,987,085	－	1,987,085
長期借入金	－	5,775,109	－	5,775,109
リース債務	－	1,503,393	－	1,503,393
負債計	－	9,265,588	－	9,265,588

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

1年内償還予定の社債

当社の発行する社債は、銀行引受の固定利付社債であり、元利金の合計額を長期プライムレートに信用スプレッドを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは元利金の合計額を長期プライムレートに信用スプレッドを加味した利率を基に割引現在価値法により算定する方法によっておりますが、1年以内に期限が到来するものは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。(長期借入金の数値には、1年以内返済予定の長期借入金を含めて記載しております)。

なお、金利スワップの特例処理の対象となっている、変動金利による長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を長期プライムレートに信用スプレッドを加味した利率を基に割引現在価値法により算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務につきましては、元利金額の合計額を契約利率等によって割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	214円54銭
(2) 1株当たり当期純利益	47円42銭

11. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	HS事業	EMS事業	PS事業	合計	調整額	連結損益計算書計上額
日本	17,961,832	8,086,657	2,465,757	28,514,247	-	28,514,247
中国	1,640,166	7,648,541	12,672,101	21,960,808	-	21,960,808
マレーシア	-	10,124,234	-	10,124,234	-	10,124,234
その他	3,093,474	8,430,677	750,658	12,274,809	-	12,274,809
顧客との契約から生じる収益	22,695,473	34,290,110	15,888,516	72,874,100	-	72,874,100
外部顧客への売上高	22,695,473	34,290,110	15,888,516	72,874,100	-	72,874,100

(注) その他の区分に属する国の内訳は、ベトナム、米国、タイ、ラオス、インドネシアであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(4) 会計方針に関する事項 ⑦重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	12,792,661
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	10,799,315
契約資産 (期首残高)	183,585
契約資産 (期末残高)	146,789
契約負債 (期首残高)	88,843
契約負債 (期末残高)	78,140

契約資産は、主にHS事業における製造派遣及び製造請負契約において、期末日時点で未請求の役務に係る対価に対する権利であり、契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に、製品の引き渡し前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

また、当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在契約負債残高に含まれていた額は、71,838千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(本連結計算書類中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

・子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還の期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

借入金の金利の変動リスクに対するヘッジを目的として金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価は省略しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営管理料及び業務委託料となります。経営管理料及び業務委託料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際に提供された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

(7) その他計算書類作成のための重要な事項

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 44,344千円

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

TKR Hong Kong Limited	1,918,620千円
パワーサプライテクノロジー株式会社	431,250千円
中宝華南電子(東莞)有限公司	213,680千円
北京中基衆合国際技術服務有限公司	62,488千円
nms (Thailand) Co., Ltd.	62,400千円
TKR Manufacturing Vietnam Co., Ltd.	378,052千円
日本マニファクチャリングサービス株式会社	40,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	14,995,105千円
短期金銭債務	1,116,997千円
長期金銭債務	60,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

営業取引以外の取引高

645,300千円

705,096千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	6,067,959株	－株	－株	6,067,959株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
未払事業税	1,595
賞与引当金	2,119
未払社会保険料	337
減価償却費	348
株式報酬費用	7,939
その他	<u>1,377</u>
繰延税金資産小計	13,718
評価性引当額	<u>△9,255</u>
繰延税金資産合計	4,462
繰延税金負債	
仮払税金	<u>109</u>
繰延税金負債合計	<u>109</u>
繰延税金資産の純額	4,352

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)
法定実効税率	30.62
(調整)	
評価性引当額の増減	4.37
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18
住民税均等割等	0.16
その他	<u>0.40</u>
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.73

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	日本マニファクチャリングサービス株式会社	(所有) 直接 100.00%	役員の兼任 経営指導 業務委託契約 資金の援助 債務の保証	経営指導料等 の 受 取	382,600	売 掛 金	34,887
				債 務 の 支 払 (注)1	3,962,751	買 掛 金 未 払 金	94,182 99,754
				資 金 の 貸 付 (注)2	21,263,668	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	1,182,618
				資 金 の 回 収	21,911,056		
				利 息 の 受 取	39,270	-	-
				債 務 の 保 証 (注)3	40,000	未 収 入 金	59
				保 証 料 の 受 取 (注)3	208	流 動 資 産 そ の 他	162
子会社	nmsエンジニアリング株式会社	(所有) 間接 100.00%	資金の借入	資 金 の 借 入 (注)2	200,000	関 係 会 社 短 期 借 入 金	166,000
				資 金 の 返 済	216,000	関 係 会 社 長 期 借 入 金	60,000
				利 息 の 支 払	1,551	-	-
子会社	株式会社志摩電子工業	(所有) 間接 100.00%	役員の兼任 経営指導 資金の援助 資金の借入	経営指導料等 の 受 取	44,400	売 掛 金	4,070
				資 金 の 貸 付 (注)2	240,000	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	550,000
				資 金 の 回 収	310,000	-	-
				資 金 の 借 入 (注)2	100,000	-	-
				資 金 の 返 済	100,000	-	-
				利 息 の 受 取	232	-	-
利 息 の 支 払	75	-	-				
子会社	株式会社TKR	(所有) 直接 100.00%	役員の兼任 経営指導 資金の援助	経営指導料等 の 受 取	118,400	売 掛 金	10,853
				資 金 の 貸 付 (注)2	126,722,421	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	11,317,631
				資 金 の 回 収	128,931,292		
				利 息 の 受 取	555,061	流 動 資 産 そ の 他	2,362
子会社	TKR Manufacturing (Malaysia) Sdn. Bhd.	(所有) 間接 99.6%	役員の兼任 資金の借入	関 係 会 社 株 式 の 譲 受 (注)4	1,391,332	-	-
				資 金 の 借 入 (注)2	534,120	関 係 会 社 短 期 借 入 金	605,640
				資 金 の 返 済	534,120		
子会社	TKR Hong Kong Limited	(所有) 間接 100.00%	役員の兼任 債務の保証	利 息 の 支 払	37,622	-	-
				債 務 の 保 証 (注)3	1,918,620	-	-
子会社	中宝華南電子 (東莞) 有限公司	(所有) 間接 100.00%	役員の兼任 債務の保証	保 証 料 の 受 取 (注)3	10,731	未 収 入 金	2,493
				債 務 の 保 証 (注)3	213,680	-	-
				保 証 料 の 受 取 (注)3	1,302	未 収 入 金	276

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	TKR Manufacturing Vietnam Co., Ltd.	(所有) 間接 100.00%	債務の保証	債務の保証 (注)3	378,052	-	-
				保証料の受取 (注)3	2,103	未 収 入 金	493
子会社	TKR USA, Inc.	(所有) 間接 100.00%	役員の兼任 資金の援助	資金の貸付 (注)2	936,808	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	308,043
				資金の回収	628,765		
子会社	パワーサプライ テクノロジー株式会社	(所有) 直接 100.00%	役員の兼任 経営指導 資金の援助 債務の保証	利息の受取	913	流動資産その他	33
				経営指導料等 の受取	99,900	売 掛 金	9,157
				資金の貸付 (注)2	25,723,264	関 係 会 社 短 期 貸 付 金	1,560,000
				資金の回収	26,473,264		
				利息の受取	42,689	-	-
				債務の保証 (注)3	431,250	未 収 入 金	563
				保証料の受取 (注)3	2,467	流動資産その他	170

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 子会社に対して製造請負業務を委託しており、取引条件については、市場価格等を勘案の上、業務請負基本契約書を締結し決定しております。

2. 貸付金及び借入金の金利は、市場金利を勘案し決定しております。

3. 金融機関からの借入債務等につき債務保証を行っており、保証料を受領しております。

4. 関係会社株式の譲受については、株式譲渡契約書に基づき、株式会社TKRより株式会社志摩電子工業の株式を取得しており、取得価額は独立した第三者による株式価値算定報告書を勘案して決定しております。

(2) 役員及び個人株主等

該当事項はありません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 69円80銭

(2) 1株当たり当期純利益 7円51銭

(本計算書類中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。)